

【区分】	【助成の対象】	【主要要件】	【助成金名】	【番号】	
労働者の処遇や職場環境の改善を図る	評価・処遇制度や研修体系を整備する	→ 中小企業	→ 中小企業労働環境向上助成金 (I 個別中小企業助成コース)	19-I	
	人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する	→ 事業協同組合等が構成中小企業のために実施した場合	→ 中小企業労働環境向上助成金 (II 団体助成コース)	19-II	
	有期契約労働者等 (契約社員・パート・派遣社員など)	正規雇用等へ転換または直接雇用する	→	→ キャリアアップ助成金 (I 正規雇用等転換コース)	23-I
		賃金水準の向上を図る	→	→ キャリアアップ助成金 (III 処遇改善コース)	23-III
		健康診断制度を導入する	→	→ キャリアアップ助成金 (IV 健康管理コース)	23-IV
		短時間労働者の所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長する	→	→ キャリアアップ助成金 (VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース)	23-VI
	高年齢者	高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する	→	→ 高年齢者雇用安定助成金 (I 高年齢者活用促進コース)	4-I
	介護労働者	健康づくり制度の導入、介護福祉機器の導入等により雇用管理の改善を図る	→ 中小企業の介護関連事業主	→ 中小企業労働環境向上助成金 (I 個別中小企業助成コース)	19-I
	建設労働者	雇用管理改善制度の導入、魅力ある職場づくりをする	→ 建設業の事業主または事業主団体	→ 建設労働者確保育成助成金	20
	季節労働者	通年雇用をする	→ 積雪寒冷地域の林業・建設業・水産食料品製造業等	→ 通年雇用奨励金	21
障害者が働き続けられるよう支援する	作業施設整備	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する	→	→ 障害者作業施設設置等助成金	10
	福祉施設整備	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	→ 事業主団体も可	→ 障害者福祉施設設置等助成金	11
	介助措置	障害者の雇用管理のために必要な介助者の配置等(※3)を実施する	→	→ 障害者介助等助成金	12
	職場適応援助者の配置	障害者の援助を行う職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置する	→ 職場適応援助者を配置して援助措置を行う企業も可	→ 職場適応援助者助成金	13
	通勤措置	障害者の通勤を容易にするための措置(※4)を実施する	→ 一部、事業主団体も可	→ 重度障害者等通勤対策助成金	14
	事業施設整備等	障害者を多数継続雇用する事業施設の整備等を実施する	→	→ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	15